

2020年
No.62
6月定例会

議会だより



おおきくなあれ
コロナにまけるな

さんこう



「新型コロナウイルス感染症対策事業
総額9億618万3千円を承認・可決」

Topics

6月定例会	2～8頁
一般質問	9～13頁

6月定例会

令和2年第2回定例会は、6月12日から23日までの12日間の会期で開催しました。
 今定例会では専決処分承認（補正予算3件、条例改正2件）、補正予算4件、条例制定2件、条例改正6件、契約1件、同意14件、陳情2件等を審議しました。また、5名の議員が一般質問しました。

専決処分を承認

ひとり親に対する税制上の措置等の改正がありました

個人町民税の非課税の範囲にひとり親を追加、所得控除の種類にひとり親控除を追加、固定資産税の所有者に関する規定等の改正がありました。

国民健康保険税の課税限度等が変わりました

国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険税条例を次のように改正しました。

○課税限度額の引き上げ
 基礎課税額

61万円 ↓ 63万円
 介護納付金課税額

16万円 ↓ 17万円

● 軽減対象世帯の所得基準

	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 (33万円)	変更なし
5割軽減基準額	基礎控除額 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (33万円)	28万円 → 28.5万円
2割軽減基準額	基礎控除額 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (33万円)	51万円 → 52万円

令和元年度錦江町

一般会計補正予算（第8号）

主なものは、

【歳入】

ふるさと納税基金元金積立 2209万7千円
 *GIGAスクール構想事業 1858万8千円の減

【歳入】

特別交付税

9484万7千円

ふるさと納税寄付金

1356万6千円

※GIGAスクール構想

…義務教育を受ける児童・生徒のために1人1台のパソコンと高速ネットワーク環境などを整備する事業。

条例

消防団員の公務災害補償に関する規定が改正されました
 県市町村消防団員等公務災害補償条例の規定を適用し、公務災害補償の額及び支給方法を明文化しました。

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長と、町税の徴収猶予制度の特例が設けられました

新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減収に対応するためです。

手数料条例の一部が改正されました

住民票等の除票に係る交付手数料と個人番号カードの再交付手数料を定めました。

国民健康保険条例の一部が改正されました

新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給を促すためです。

後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されました

新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に係る申請書受付事務を行うためです。

第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料が引き下げられました

低所得者層に係る介護保険料を減額賦課するための改正です。

● 介護保険料の改正

	改正前	改正後
第1段階	27,900円	22,320円
第2段階	46,500円	37,200円
第3段階	53,940円	52,080円

特別職の給料が 3ヶ月間減額されます

新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるため、7月から9月の3ヶ月間、町長20%、副町長10%、教育長10%で、それぞれ給料月額額の減額措置がとられます。

	通常	→	減額後
町長	760,000円		608,000円
副町長	594,000円		534,000円
教育長	553,000円		497,000円
3ヶ月間の減額総額			804,000円

議員発議

錦江町議員の報酬が

3ヶ月間減額されます

新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるため、7月から9月の3ヶ月間、10%の減額措置がとられます。

	通常	→	減額後
議長	306,000円		275,000円
副議長	248,000円		223,000円
常任委員長	238,000円		214,000円
議員	227,000円		204,000円
3ヶ月間の減額総額			798,000円

契約

田代支所消防隊の水槽付消

防ポンプ車の購入契約を締

結しました

契約の方法

指名競争入札

契約の相手方

鹿児島森田ポンプ株式会社

代表取締役 尾曲 昭二

契約金額

3872万円



水槽付消防ポンプ自動車I-A型

錦江町商工会加盟店の

お弁当販売・配達サービスについて

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、全国的に外出の自粛が呼びかけられています。

そうした状況を踏まえ、錦江町商工会加盟店が、お弁当の販売・配達サービスを行っています。

ぜひご利用ください。

詳細につきましては、錦江町ホームページをご覧ください。

●ホームページ：<http://www.town.kinko.lg.jp/soshiki/5/79518.html>



農業委員会委員の任命に同意しました

任期満了に伴い、下記の14名を再任することに同意しました。なお、今回、定数が15名から14名になりました。

任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までです。



内菌 雄治さん
(鳥浜自治会)



本釜 好子さん
(塩屋自治会)



鳥越 秀一さん
(六反田自治会)



寺田 郁哉さん
(木場自治会)



鈴 一磨さん
(笹原自治会)



宿利原 進さん
(宿利原自治会)



宿利原 勝吉さん
(宿利原自治会)



徳永 哲朗さん
(神川中自治会)



貫見 和洋さん
(平石自治会)



毛下 利美さん
(平石自治会)



鍋 康博さん
(下自治会)



安水 純一さん
(安水自治会)



坂元 博美さん
(昇陽自治会)



元丸 敏朗さん
(猪鹿倉自治会)

新型コロナ対策事業 総額9億618万3千円など承認・可決

今定例会では一般会計5件・特別会計2件の補正予算を原案のとおり承認・可決しました。
その中の新型コロナウイルス感染症対策に関するものは、次のとおりです。

※専決処分で承認した補正予算2件を含みます。

- ・承認第4号「令和2年度錦江町一般会計補正予算（第1号）」
- ・承認第5号「令和2年度錦江町一般会計補正予算（第2号）」

一般会計

- ・特別定額給付金本体……7億2,960万円
- ・特別定額給付金事務費… 944万2千円
- ・児童手当本体……………741万円
- ・児童手当給付事務費…………… 10万円
- ・コロナ対策事務補助員報酬
…………… 229万3千円
- ・コロナ対策事務補助員労災保険料
…………… 1万5千円
- ・コロナ対策事務時間外勤務手当…252万円
- ・消耗品費（マスク等避難所用資機材 他）
……………1,205万9千円
- ・通信運搬費…………… 229万7千円
- ・申請書郵便手数料…………… 201万4千円
- ・パソコンリース料…………… 30万円
- ・特別定額給付金システム改修負担金
…………… 43万3千円
- ・専門家等設置支援委託料……………350万円
- ・「コロナに負けるな」配送支援委託料
……………650万円
- ・商店街応援プレミアム商品券事業委託料
…………… 426万6千円
- ・自動ラップ式簡易ポータブルトイレ
（避難所用）…………… 148万9千円
- ・空気清浄機（各小中学校用）…460万円
- ・次亜塩素酸水生成器（避難所用）
…………… 357万5千円
- ・大学生等学業・生活支援事業補助金
……………672万円
- ・高校生等自宅学習支援事業補助金
…………… 175万円
- ・新生児子育て支援事業補助金…210万円
- ・賃貸店舗経済支援事業補助金…720万円
- ・高齢者福祉施設等感染症対策事業補助金
……………450万円
- ・中小企業小規模事業者等緊急支援事業補
助金（農林水産業）……………2,500万円
- ・中小企業小規模事業者等緊急支援事業補
助金（商工業等）……………2,250万円
- ・商店街応援プレミアム商品券事業補助金
……………4,000万円
- ・水産流通調整対策事業補助金…400万円

※事業内容の詳細については、広報きんこう6月号をご覧ください。



その他の各補正予算の主なものにつきましては、次のとおりです。

一般会計

コミュニティ助成事業	1,080 万円
壱崎自治会（テレビ、カラオケ等）	190 万円
木原自治会（公民館）	890 万円

総合運動公園バリアフリー整備事業	2,123 万 8 千円
トイレ新設	

掲示板借上料	44 万 6 千円
鹿児島県知事選挙ポスター掲示板	

公営ポスター掲示板設置業務	11 万円
選挙ポスター掲示場 8 区画から 23 区画への増	

住宅地崩土除去補助金	39 万円
13 万円× 3 件	

国民健康保険事業

特別調整交付金	100 万円
傷病手当金	

特定健診等負担金	103 万 7 千円
消耗品費	50 万円
健康診査委託料	31 万 3 千円
健診業務委託料	22 万 4 千円

簡易水道事業

修繕料及び委託料	425 万円
塩屋ポンプ場タンク取替修繕料	400 万円
メーター取替委託料	25 万円

人件費	18 万 7 千円
人事異動に伴う人件費の増額	

【 議会傍聴者へのコロナ対策 】



傍聴者には検温と消毒を実施しました



傍聴者席の数に制限を設けました

議案に対する各議員の賛否状況

令和2年第2回 定例会（6月議会）

議案番号	案件名	賛否の結果										
		厚 ヶ 瀬	浪 瀬	染 川	池 迫	池 田	川 越	笹 原	小 吉	中 野	馬 込	水 口
承認第1号	専決した事件の承認（令和元年度錦江町一般会計補正予算（第8号））	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
承認第2号	専決した事件の承認（錦江町税条例等の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
承認第3号	専決した事件の承認（錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
承認第4号	専決した事件の承認（令和2年度錦江町一般会計補正予算（第1号））	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
承認第5号	専決した事件の承認（令和2年度錦江町一般会計補正予算（第2号））	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第26号	令和2年度錦江町一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第27号	令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第28号	令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第29号	錦江町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第30号	錦江町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第31号	錦江町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第32号	錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第33号	錦江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第34号	錦江町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第35号	錦江町町長等の給与の特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第36号	令和2年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
議案第37号	令和2年度錦江町一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第6号	農業委員会委員の任命（寺田 郁哉）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第7号	農業委員会委員の任命（鳥越 秀一）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第8号	農業委員会委員の任命（本釜 好子）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第9号	農業委員会委員の任命（内菌 雄治）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第10号	農業委員会委員の任命（徳永 哲朗）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第11号	農業委員会委員の任命（宿利原 勝吉）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第12号	農業委員会委員の任命（宿利原 進）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第13号	農業委員会委員の任命（鈴 一磨）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第14号	農業委員会委員の任命（安水 純一）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第15号	農業委員会委員の任命（鍋 康博）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第16号	農業委員会委員の任命（毛下 利美）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第17号	農業委員会委員の任命（貫見 和洋）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第18号	農業委員会委員の任命（元丸 敏朗）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
同意第19号	農業委員会委員の任命（坂元 博美）	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
陳情書第9号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
陳情書第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
発委第1号	地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備に関する意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
発委第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充及び複式学級解消に係る意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—
発議第1号	錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	—

※賛否の表示は、○賛成、×反対となっています。

※議長には、表決権がありません。

あなたの陳情を審査

地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる
制度の整備に関する意見書を提出

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情

内容

- 1 地方たばこ税を活用した公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること。
- 2 地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。
- 3 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナー向上に関する普及啓発など「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当すること。
- 4 国に対し、錦江町議会として地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望すること。

採択とし、内閣総理大臣などに意見書を提出

採択の理由

国が地方たばこ税を活用した分煙環境整備についての制度を整備することによって、飲食店等の屋内喫煙室等の設置助成がされれば、町の地方たばこ税の一部を活用した追加的な助成も考えられる。

この陳情を採択することによって、国への意見書を提出し、地方たばこ税を活用できる制度の早期確立を求めらるべきである。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度
拡充及び複式学級解消に係る意見書を提出

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元、複式学級解消をはかるための、2021年度
政府予算に係る意見書採択の陳情

内容

1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

採択とし、内閣総理大臣などに意見書を提出

採択の理由

子どもたちへのきめ細かな指導を行う観点からも、教職員の定数改善は必要であり、教育の機会均等と教育水準の維持向上は、教育の根幹に関わることで、十分な財源が望まれる。小規模教育の振興には努力しているものの、複式学級の解消に向けた適切な措置を講じていく必要がある。

一般質問

6月定例会では、5名の議員より一般質問が行われました。

※質問及び答弁については、要旨を掲載しております。

災害対策

災害時におけるコロナウイルス感染症対策をどう考えているか



池田 行徳 議員

町長

避難所内に各種資機材の整備を計画しており、感染リスクの軽減を図る

- Q** コロナ対策として旧校舎の活用を含めた避難所の新設やその場合の消防団の配置、マスク、消毒液等の備蓄、体温測定など、どう考えているか。
- A** 町長 町指定の避難所は廃校となった体育館を含め13か所と各自治会公民館である。感染リスクを避けるため、消防団員は消防詰所で待機させ、避難所は役場消防隊等で対応したい。屋内テントや屋内パーティション、マスク、消毒液、非接触型体温計等の整備も計画している。
- Q** 自力で避難所に来られない高齢者や足の不自由な方々の把握・対策をどう考えるか。
- A** 町長 災害時避難行動要支援者名簿を作成している。総務課、警察署、消防署で共有し、災害時の避難支援に活用する。「地域包括ケア」体制の構築に向けて各種事業を実施する。
- Q** 外国人労働者の雇用主との連携はできているのか。
- A** 町長 外国人で住民登録をしている方が65名いる。雇用

主と就労者の間で災害時の避難について話し合いがなされているものと考え、現時点では役場は特に対応していない。今後は転入時にパンフレットの配布などを行い、災害時の避難場所等の周知を図る。

学校教育

英語専科加配教員による英語教育の成果は

教育長

ICT機器を活用するなど学習環境が充実してきた

- Q** 小学校5・6年生には英語専科加配教員による英語教育がなされたが、その成果は。
- A** 教育長 絵やカードの教材、ICT機器の活用等で生徒が楽しみながら英語を学ぶ環境が充実し、英語が好きだという生徒が増えた。
- Q** 3・4年生には外国語教育活動協力を配置したが、その成果は。
- A** 教育長 専門的な知識や発音で生徒に指導し、また、教材等の準備を事前に行っていく。コミュニケーション能力の向上に有効である。
- Q** A-LTの活用は十分に為されているのか、また就業時間以外での接し方については。
- A** 教育長 授業は英語だけでなく、ネイティブな英語が聞けるため価値がある。個人の判断で町のスポーツクラブ等に参加し町民との交流を深めている。
- Q** 外国の学校とのインターネットを利用した交流をする考えはないか。
- A** 教育長 外国との交流や研修も進めたい。研修派遣も検討している。



屋内パーティションの例

学校教育

臨時休業が長期化したか、子どもたちの生活や自宅学習について把握しているか



川越 裕子 議員

教育長

担任が中心となり家庭訪問、健康状況、学習状況等把握した

Q コロナウイルスの発生により臨時休業が長期化したか、子どもたちの生活や自宅学習について把握しているか。

A 教育長 担任が中心となり家庭訪問、健康状況、学習状況等把握した。また、学童の訪問や情報交換を行った。「臨時休業中の子どもの様子や今後の取り組みについて」というアンケートを実施し、ただいま集計中である。

Q ゲーム依存の懸念はなかったか。

A 教育長 保護者の一番の悩みである。町をあげて情報モラル教室の充実をはかり、保護者へ啓発している。

Q 学習の遅れが懸念されるが、夏休みを短縮しながら充足の期間を設けるのか。

A 教育長 現在各学校と相談し、夏休みの間に授業が必要じゃないのかと持ちか

※後日、夏休みを8月1日よりと決定した報告あり。

Q 本町のオンライン授業の定着を今後どう考えているのか。

A 教育長 本年度からGIGAスクールに向けて早急に整備している。1人1台の端末機で、インターネットを活用した授業を行うことで調べ学習等有効になる

Q 1人1台の端末機は学校だけでなく、家庭への貸し出しはできないか。

A 教育長 今回のコロナの影響から、家庭への貸し出しも許可していく方向で検討する。

Q 国の2次補正で給食費の無償化に対応できないだろうか。

A 教育長 今後検討していく。

Q 町の奨学金制度を利用

して学業に勤しんでいる高校生、大学生等の方々は、親の収入減や、アルバイトでの収入が得られない等の問題により返済が滞ること

A 教育長 延期、分割ということは十分可能であるため、その方向で対応する。



未来寺子屋塾の授業風景

地域医療

高齢者福祉施設等に対して、町はどのようなコロナ対策を講じたか

町長

事業所との情報共有や、対策支援補助金の創設等を行った

Q 施設内では集団感染が懸念されるが、町はどのような対策を講じたか。

A 町長 事業所との連絡会議を随時主催し、加えて、最悪の事態を想定し支援が必要な高齢者等の洗い出しや緊急連絡先の情報共有、マスク配布などの対策を講じた。なお、上限50万円の対策支援補助金を設立した。

Q 職員の負担も重く、人手不足などの課題も多いが、2次補正の中で危険手当の支給をするなどの枠はとれないか。

A 町長 自治体でしなければならない状況なのか検討する。

町民へ商品券の無料配布はできないか



浪瀬 亮祐 議員

町長

今後の国・県等の支援策を注視しながら検討する

Q プレミアム商品券を発行するが、2次補正も見込まれる中、町民へ商品券の無料配布はできないか。

A 町長 今回の本町支援策の効果や結果を分析し、かつ今後の国・県等の支援策も注視しながら、第3弾の支援策を、商品券の無料配布も含めて検討する。

Q 第2波・第3波が発生した場合の町民への予防や再周知をどう考えるか。

A 町長 今回自治会を通じて全戸にチラシを配布し、予防対策と相談先、注意事項等お知らせした。今後も広報紙やチラシ等を利用しながら、引き続き注意喚起を行う。

Q チラシの文字を大きくする、防災無線を利用する、自治会内での対策を考えるなどの改善は考えていないか。

A 町長 経済対策関係のチラシは極力分かりやすく大きな文字に変えるよう指

示する。防災無線や広報紙等でもさらに啓発を図る。

Q 本町の観光、イベント等にはどのような影響を及ぼしたか。

A 町長 全国的な自粛により、観光事業者のみならず飲食店をはじめ、多くの町内事業所に甚大な影響が出た。本来ならば多くの入込客が賑わうゴールデンウィークに、閉鎖や短縮営業など売上減少を余儀なくされた。

錦江町中小企業小規模事業者等緊急支援事業などを活用していただくよう商工会にも協力を要請している。

イベントについては国からのガイドラインに沿った対策と人数上限の目安を参考に開催を模索していく。

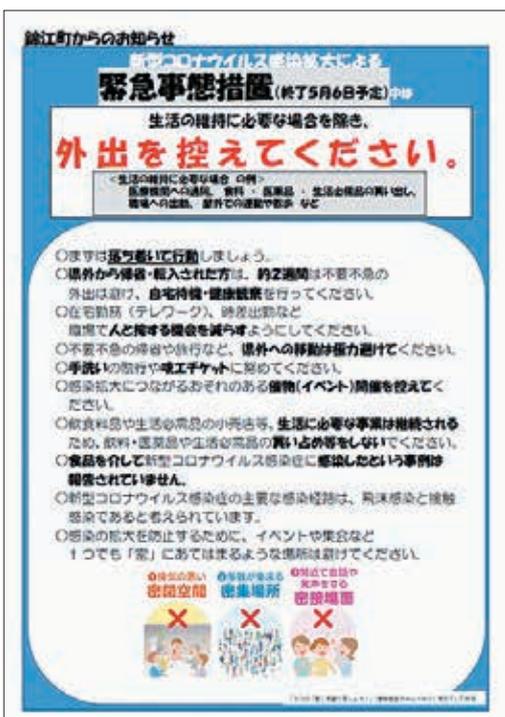
Q 観光交流課が把握しているものでどのくらいの経済的な減になるのか。

A 観光交流課長 閉鎖した施設については前年比で

100%の減。休業要請のなかったニジマス釣り場にしきの里等は営業を行ったが前年度の4月・5月の入込客と比較するとニジマス釣り場が80%の減、にしきの里は15%の減であった。

Q 今後第2波が来た場合に佐多岬、雄川の滝を閉鎖しなければ早急な対応はできないと考えるが、南大隅町との連携は密にとれているのか。

A 町長 南大隅町の所管する施設の閉鎖等については南大隅町と環境省が協議して決定することになっている。引き続き情報共有を進める。



町から配布された全戸チラシのひとつ

農業振興

畦畔の除去や小規模農地造成助成の検討は考えられないか



小吉 昭弘 議員

町長

令和3年度の農業振興計画の策定段階で町単独事業の創設等も含めて検討する

Q 耕種農家は規模拡大をしたくても、一枚あたりの面積が狭く、効率の悪い経営を余儀なくされている。改善策として、畦畔の除去や小規模農地造成助成の検討は考えられないか。

A 町長 農地の所有者や相続人が不明であると、農地の流動化が図れない状況が生じる恐れがあるため、農地整備が実施できない場合もある。令和3年度に予定している農業振興計画の策定段階において、町単独事業の創設等も含めて、必要性を検討する。

農業振興

ハウス経営を考える精鋭農家への初期投資に行政、JA等の支援策、さらに集団化は考えられないか

町長

町、JA、農家等が連携して初期投資を支援する仕組みづくりについて検討する

Q 大面積に挑戦する経営者が増えてきている今、ハウス経営を考える精鋭農家への初期投資に行政、JA等の支援、さらにそれらの集団化は考えられないか。

A 町長 県と連携し施設整備に係る団体等の設立に向けて、話し合い活動や推進、JA職員の営農指導、団体等の自己資金の調達に向けて支援を行う。町、JA、農家等が連携して初期投資を支援する仕組みづくりについて検討し、可能な限り集団化を図る。

森林伐採

伐採後の災害対策は十分であるのか

町長

森林法に基づく伐採後の適正な処置がとられるよう努める

Q 田代地区や池田地区を中心に大規模な森林伐採が行われているが、その後、造林や災害防止策をとっていないように感じる。過去5年間の伐採面積、その

後の造林面積はどのようになっているか。また、伐採後の災害対策は十分であるのか。

A 町長 過去5年間の伐採届によると、人工林の主伐

面積が229haであり、そのうち県外業者が約65%の145haを占めている。それに対して再造林されたのは35haで、再造林率が15%と低い。5月から伐採届制度の厳格化を進め、森林所有者の意向調査等を行っている。伐採跡地で再造林されずに、林地崩壊等の災害が発生した場合には、伐採業者や森林所有者も責任を負わなければならない場合もある。森林所有者一人一人に再造林の大切さを理解してもらい、再造林の推進を図り、森林法に基づく伐採後の適正な処置がとられるよう、関係機関と連携をとる。



森林伐採の様子（田代地区）

農業振興

トロピカルガーデンかみかわ果樹ハウスの
従前の運営から今後の運営について問う



池迫 重利 議員

町長

効果的・効率的な施設の運営について
検討を進める

Q 施設はいつどのような
目的で建設されたのか。

A 町長 平成6年5月に、
国の山村等振興対策事業費
補助金を活用し、生産した
亜熱帯果実を食材としてト
ロピカルガーデン内の飲食
店において利用するために
建設された。

Q 建物の面積、建設費は
いくらか。

A 産業振興課長 728・
52㎡。温室施設事業費が
3400万円程度。温水管が
2600万円程度。合
計6000万円。

Q 果樹の植栽費も含まれ
ているのか。

A 産業振興課長 含まれて
いる。

Q 稼働期間はどのくらい
か。

A 町長 平成6年5月に誕
生したものであるが、平成
12年1月からダイオキシン
規制法の改正によって鶏糞
焼却場が使用できなくなっ

たことから温水が供給され
なくなり、以後普通のハウ
スとして使われている。

Q どのようなものが食材
として提供できたのか。

A 産業振興課長 亜熱帯果
樹で、マンゴー、ミニバナ
ナ等である。当時、トロピ
カルガーデンで2万円から
3万円販売した。

Q ハウス経営を考える後
継者も出てくる。農家の有
効利用のひとつにできない
か。

A 町長 効果的・効率的な
施設の運営について検討を
進める。



トロピカルガーデンかみかわの果樹ハウス

道路
管理
道路の白線等の見えにくい箇所や
消滅している箇所の対策を考えて
いるか

町長

平成24年頃から年次的に施工を
実施している

Q 町道や町有施設からの
停止線や路側帯線、中央線
等に見えにくい所や消滅し
ている箇所があるが、今後
対策を講じるのか。

A 町長 平成24年頃から年
次的に施工を実施。区画線
については本年度5箇所を
予算化した。

Q ガードレールやロード
ミラーなど町民からの要望
もあるが進捗状況は。

A 総務課長 年次的に要望
のあった箇所から整備して
いる。

は行っているか。

A 町長 国道、県道の案件
については大隅地域振興局
に要望している。元年度は
鹿屋吾平佐多線の外側線や
中心線の工事、神之川内之
浦線の宿利原小付近や鹿屋
吾平佐多線の池田小付近に
交通安全対策として路面表
示を施工。2年度は錦江町
内の鹿屋吾平佐多線及び国
道448号線の内之浦宇宙
センターへの観光路線を中
心に区画線工事の発注を予
定。3年度以降は適時予算
要求するとの回答を得た。

Q 国道や県道において停
止線や車道外側線、路側
帯、またはゼブラゾーン等
の白線の消滅が見受けられ
るが、管理者へ修復の要請



9月定例会は本庁で開催！ 傍聴してみませんか

9月定例会の会期は、
9月8日から**25日**
一般質問は、**9月9日(水)**の予定です。
役場本庁3階の議場へ
傍聴においでください。



表紙をウォッチ



6月24日、池田小学校の全校児童23名、職員7名と保護者で農家の方々4名によりサツマイモの植え付けが行われました。

福元教頭は、「植え付け経験のある子どもはすごく上手で、経験のない子どもは友達を見ながら楽しく取り組んでいた。」と子どもたちの成長を喜ばしげに話されていました。

11月中旬に収穫を予定しており、学校の秋祭りで食べるほか、販売して学校の活動資金にするとのことです。

コロナウイルスの影響により様々な方面に支障が生じ、茶農家を始めた一次産業や、飲食店など、商業関係が大きな打撃を受けております。新薬やワクチンの開発が急がれ、早い終息が待たれるところです。

そのような中で、例年行っておりました議会報告会も今年は中止することになりました。代わりに、自治会長さんに要望、意見などを聴取させていただきました。

議会としましては、町民の皆様方の声を行政に反映できますよう様々なご意見を取りまとめ、要望や

編集委員

池田行徳

編集後記

提言を行ってまいります。

まだまだ暑い日が続くと思いますが、マスク着用や手洗いの励行、3密を避け、また、熱中症予防として水分補給に心掛け、みんなで「コロナ夏(禍)」を元気で乗り切りましょう！

◆議会報編集委員会

委員長 池迫 重利
副委員長 厚ヶ瀬博文
委員 笹原 政夫・川越 裕子
池田 行徳